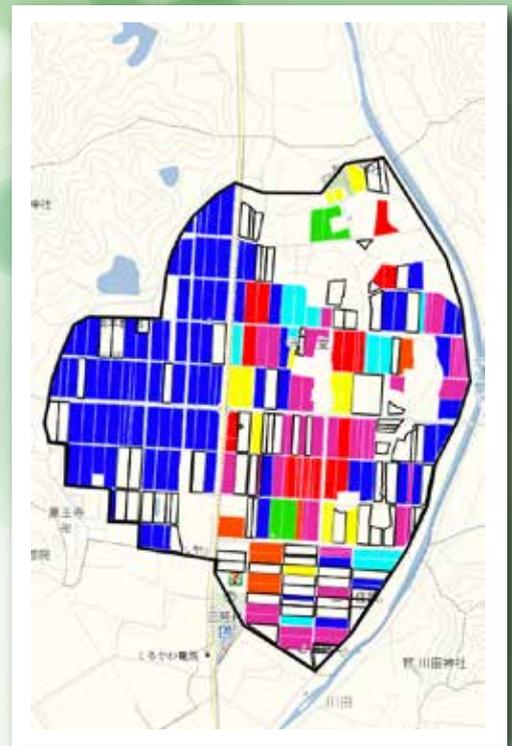


千葉県内における 地域計画の策定に向けた取組事例集



令和6年3月
千葉県

はじめに

令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法等の一部改正法が施行され、人・農地プランが地域計画として法定化されたことにより、市町村は令和7年3月末までに市街化区域等を除く区域で地域計画を策定することになりました。

県内では53市町村で800地区以上の多数の地域計画の策定が予定されており、期限内の策定に向けては、先行して策定した優良事例を各地域に広めていくことが有効であると考えています。

そのため、本県では令和4年度から先行して計画策定に取り組む12地区のモデル地区を設定し、市町村、農業委員会、JA、土地改良区などの関係機関が連携し策定支援に取り組んできたところですが、このたび、モデル地区において蓄積した策定ノウハウを共有するため取組事例集を作成しました。

本事例集により、地域計画の策定手法について理解を深めていただき、関係機関の連携のもと、将来の地域農業の発展に資する実りある地域計画の策定に引き続き取り組んでいただくようお願いいたします。



目 次

I	地域計画の概要	
	将来の地域農業を話し合おう！	1
II	地域計画の策定取組事例	
①	千葉市下泉町地区	4
	～長期的に継続できる営農体系の醸成～	
②	我孫子市北新田地区	8
	～地域の話し合いを通して農地集積・集約を検討～	
③	印西市松虫地区	12
	～集落の信頼を農地維持につなげる～	
④	富里市十倉地区高松入集落	16
	～畑作地帯で、農家全員の合意により目標地図を作成～	
⑤	香取市小見川新田地域	20
	～集落営農組織の設立・法人化及び複数の農業法人により、 農地の集積・集約化に取り組み、農作業の効率化を図る～	
⑥	銚子市西部地区（船木・椎柴・豊里地区）	24
	～他の地区からの出入耕作などにより担い手不足を解消～	
⑦	旭市滝郷地区	28
	～担い手の規模拡大による農地の集積・集約化等の推進～	
⑧	山武市八田地区	32
	～基盤整備により農作業の効率化を図り、営農組合でサツマイモを導入～	
⑨	茂原市七渡地区	36
	～新規就農を受け入れ、担い手不足を解消し、遊休農地の減少を目指す～	
⑩	御宿町実谷七本地区	40
	～法人の担い手を中心に農地の集積・集約を図り、効率的に営農～	
⑪	南房総市千代・三坂地区	44
	～担い手の営農継続と多様な生産品目、営農類型に応じた農地の集約化～	
⑫	袖ヶ浦市大鳥居地区	48
	～基盤整備を契機に、集落営農組織の設立により水稻経営の効率を上げる～	

※事例の記載内容は令和6年2月末時点のものです。

これからの 地域農業

農業の担い手や農地の活用について、
地域の皆さんで話し合ってみませんか？

1 引退するので農地を貸したい

ワシもいつまで農業ができるかわからんなあ

このままだと農地が荒れてしまうかもしれないな...

2 まとまった農地で営農したい

もっと農地を借りたいな

借りた農地があちこち分散していて作業も移動も大変だ

3 それでは皆さんで地域計画を作りましょう

4 将来の設計図となる地域計画を作ろう！

これから農業を始めたいな

経営規模を拡大したい

地域の農業を担いたい！

アンケートをしよう！

5年後・10年後はどうなっているのかな

若い農業者はいたかな

いつまで農業が続けられるのかな

子供は都会に就職して帰ってくる予定はない

この場所はこうなっていたのか！

アンケートの結果をもとに地域の現状を把握しよう！

アンケートを実施したり、図面を作成することで現状の把握をしやすいです！

5 地域での話し合い

耕作者は誰かな

農地を貸したい人は誰かな？

定期的にみんなで草刈りをしましょう

区画が大きくなればもっと耕作しやすくなるのかな

このあたりは、遊休農地が多いですね...

集落営農組織を作って、みんなで地域を守る方法もあるね！

農地をできるだけまとめませんか

イノシシ被害もでている

6 いままでの、人・農地プランと同じなのかな？

農地一筆ごとに誰が耕作するのか決めるんだね

目標地図のイメージ

地域計画では、さらに、10年後の農地の利用を示す**目標地図**を作りますよ

目標地図の検討

7 これからの農地の貸し借りは**目標地図**に基づいて行うんです

8 効率的に営農ができるようになったよ！

まずは地域の話し合いから始めましょう！

一安心じゃ！

地域計画とは？

- 地域の農業者や関係機関の話し合いに基づき市町村が策定する、**地域農業の将来像**を示す計画です。
- 農地一筆単位で将来(10年後)の耕作者を定める農地利用の「**目標地図**」を作成する点が、従来の人・農地プランとの大きな違いです。
- 令和7年3月末までに市街化区域等を除く区域で地域計画を策定します。
- 策定単位は、旧町村・旧小学校・大字・土地改良区など、地域の実情に応じた単位で行います。
- 地域計画は策定後も情勢の変化に応じて変更することが可能です。

地域計画は
目標地図を
作ります！



地域計画の策定までの流れ

協議の場の設置・協議(既存の協議会等を活用)

協議の結果を取りまとめ・公表

協議の結果を踏まえ、地域計画(目標地図を含む)の案を作成

地域計画の案の説明会の実施・関係者への意見聴取

地域計画の案の公告(縦覧2週間)

地域計画の策定・公表

地域計画の実行・見直し(年1回以上の進捗管理)



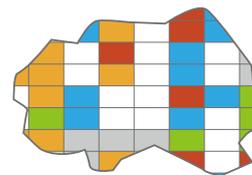
地域の目標となる地図を作しましょう



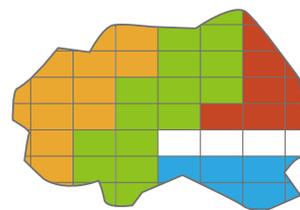
POINT

- 「目標地図」とは、農地一筆ごとに将来誰が耕作するのか定めた具体的な農地利用の姿を明確化した地図のことです。
- 目標地図は、効率的に農作業が行えるよう、耕作者ごとに農地がまとまりのある状態(集約化)を目指します。
- 農地の貸し借りは目標地図に基づいて、農地中間管理機構により行われます(農地法も利用可)。
- 目標地図に記載されただけでは農地の権利設定は行われません。実際の権利設定は、目標年度までの間で農地の出し手、受け手の都合によって柔軟に調整することができます。

現状



目標地図



※受け手が見つからず、将来農業を担う者を示すことが難しい農地については、「今後検討」とし、目標地図の作成後にも調整しながら、目標地図を変更することが可能です。

※地域計画の区域内の農地について、農業振興地域の農用地区域からの除外や農地転用を行う際は、地域計画の達成に支障がある場合、あらかじめ地域計画を変更し当該農地を区域外とすることが必要です。また、農地転用の予定がある農地は、話し合いの中で地域計画の区域に含めないことも考えられます。

Q&A

参考にして
ください



Q1

地域計画はどこが主体でつくるの？

A1 市町村が主体となって地域計画を策定し公表します。

Q2

協議の場には誰が参加するの？

A2 農業者、農地の所有者、市町村、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、県等が参加します。

Q3

協議の場ではどんなことを検討するの？

A3 地域農業の現状・課題、生産する農産物、将来の農地の利用方法等について検討します。

Q4

兼業農家や自給的農家も目標地図に位置づけるの？

A4 その後の10年間につき農地等を利用する場合は、農業を担う者として目標地図に位置づけます。

Q5

農地中間管理事業ってなに？

A5 千葉県農地中間管理機構が農地を貸したい人から借り受け、目標地図に位置付けられた受け手に対して、まとまりのある形で貸付けする事業です。

地域計画の達成に向けた様々な支援措置

地域計画の①区域や②目標地図に位置付けられた経営体には、様々な支援措置が準備されています。

① 区域を対象とする支援

- 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
- 機構集積協力金のうち地域集積協力金
- 農地耕作条件改善事業
- 農山漁村振興交付金のうち中山間地域等農用地保全総合対策、最適土地利用総合対策 等



② 目標地図に位置付けられた経営体を対象とする支援

- 農地利用効率化等支援交付金
- 経営開始資金、経営発展支援事業
- スーパーL資金・農業近代化資金金利負担軽減措置 等



※地域計画が事業要件となっている国庫補助事業があるので、確実に策定できるよう早急に取り組みしましょう。

地域計画に関するお問い合わせは

地元の市町村の農政担当課又は農業委員会、県農業事務所企画振興課までご相談ください。

①千葉市下泉町地区

長期的に継続できる営農体系の醸成

地域計画策定前

地域の現況

農用地等面積	26.6ha	人・農地プラン	未策定	現状の集積率※	47%
策定単位	町丁	主な作物	水稻	基盤整備の活用	機運なし
耕作者数	9名、1組合	※認定農業者、市町村基本構想水準到達者、認定新規就農者、集落営農の4者の利用面積が農用地面積に占める割合			

地区の概要及び課題

- 同地区は高齢化の進展等により担い手が減少しているものの、地域農業の将来像を見据えた話し合いが行われるなど地域計画作成に向けた素地が生まれつつある状況であった。
- 地域の農業を活性化するため、新規就農者の確保・育成を図るとともに、地域の農家とともに、地域全体で農地を利用する仕組みを構築する必要があった。



現況地図



地域計画策定内容

地域の目指す姿

地域内の農業を担う者の数	9名、1組合
主な作物	水稲

目標集積率	47%
-------	-----

地区計画の策定内容

＼農用地の集積、集団化の取組／

農地中間管理機構を活用し、可能な限り認定農業者等の担い手へ農地集積・集約を進める。

一方で、担い手の高齢化や機械の不足等の理由から、担い手が引き受けることができない農地については、引き続き下泉米麦管理組合が作業受託により耕作する。

＼多様な経営体の確保・育成の取組／

地域外からも多様な経営体が参入し、定着できるよう、農業事務所が栽培技術等に係る支援や市・農地中間管理機構が農地のあっせん等を行う。

＼地域計画の実現に向けた取組／

農業者の高齢化により耕作できなくなった農地については、認定農業者等の主要な担い手や、下泉米麦管理組合が中心となって引き受け、遊休農地の増加を抑止する。そのため、地区外からも農地を利用する者を確保する等、地域と担い手が一体となって農地を利用する体制の構築を図る。

協議の実施



1 推進体制

機関名	具体的な役割
千葉市農地活用推進課	協議の場の設置・運営、地域計画の策定
千葉市農業委員会	出し手・受け手の意向把握、目標地図案の作成
ちばみらい農業協同組合	協議の場への参加
千葉農業事務所	協議の場でのサポート（農地耕作条件改善事業の紹介等）、地域計画の実現に向けた支援（栽培技術に係る支援）
農地中間管理機構	農地中間管理事業の活用による集積・集約化の支援
その他	千葉市東部土地改良区（担い手の協議の場への参集、耕作者の意向を市へ情報提供）

2 地域計画策定に向けて工夫した点

千葉市が地域の実情や出し手・受け手の意向を把握するにあたり、主要な担い手である下泉米麦管理組合の協力を得てアンケート（紙面）を行うことにより、効率的に情報を収集することができた。

また、千葉市東部土地改良区の協力を得て、担い手の協議の場への参集や、目標地図を作成した。

3 地域計画策定で苦慮した点

目標地図について協議を実施する際、目標地図に位置付ける経営体の一部が、都合が合わず参加できなかった。そのため、後日、協議の場で合意が得られた地域計画の案や、パンフレット等の書類を送付し、必要に応じて説明に伺うことで、個別に地域計画の策定についての合意を図った。

	令和4年度		令和5年度				令和6年度			
	11～ 12月	1～ 3月	4～ 6月	7～ 9月	10～ 12月	1～ 3月	4～ 6月	7～ 9月	10～ 12月	1～ 3月
① 協議の場の設置に係る調整										
② 出し手・受け手の意向把握										
③ 協議の実施、取りまとめ										
④ 目標地図の素案作成										
⑤ 地域計画案の取りまとめ・策定										

取組項目	具体的な取組内容
① 協議の場の設置に係る調整	土地改良区等を通じて、主要な担い手に対して協議の場への参加を呼びかけ（9～10月）。
② 出し手・受け手の意向把握	土地改良区等やアンケートを通じて、地域農業者等の意向を確認。
③ 協議の実施、取りまとめ	土地改良区、主要な担い手を中心として協議を実施。 （第1回：11月5日実施、第2回：2月18日実施） 協議不参加の主要な担い手の意向確認（2～3月） （協議の回数：2回）
④ 目標地図の素案作成	・アンケート及び協議の結果を踏まえ、協議の場において、農業を担う者が少ないことから、米麦管理組合の協力を得て、白地図に手書きし、目標地図の素案を作成（11～12月）。 ・2名に農地集積を進めることになった。今後、農地を耕作できなくなった場合は地図に表示した主要な担い手のいずれかが担うことになった。
⑤ 地域計画案の取りまとめ・策定	土地改良区を通じて、当該組合員である地域農業者等に対して、作成した地域計画案を周知（3～4月予定）。また、JAへの説明実施（3～4月予定）。